

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分 (平成15年9月 第2回訂正分)

ファースト住建株式会社

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売
価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成15年9月11日に近畿財務局
長に提出し、平成15年9月12日にその届出の効力が生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成15年8月19日付をもって提出した有価証券届出書及び平成15年9月2日付をもって提出した有価証券届出書
の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,000,000株の募集の条件及びブックビル
ディング方式による売出し1,050,000株(引受人の買取引受による売出し850,000株、オーバーアロットメントによ
る売出し200,000株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、
平成15年9月10日に決定したため、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いた
しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には~~~~を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部 証券情報

第1 募集要項

1. 新規発行株式

< 欄外注記の訂正 >

(注) 本募集並びに「第2 売出要項 1. 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「第2 売出要
項 2. 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出し(以
下「引受人の買取引受による売出し」という。)にあたっては、その需要状況を勘案し、本募集並びに引
受人の買取引受による売出しとは別に200,000株の大和証券エスエムピーシー株式会社が当社株主である
中島雄司より賃借する当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメント(募集又は売出しに係る有
価証券について、当該募集又は売出しの予定数量のほかに同一条件で追加的に売出しを行うこと。)によ
る売出し」という。)を行います。

2. 募集の方法

平成15年9月10日に決定された引受価額(701円25銭)にて、引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異な
る価額(750円)で募集を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払い込み、本募集における
発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に
関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得
の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資者に提示し、株式に係る投資者の需要状況を
把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 3. の全文削除

3. 募集の条件

(2) ブックビルディング方式

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格」の欄：「未定（注）1.」を「750円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定（注）1.」を「701円25銭」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき750円」に訂正。

「摘要」の欄：3. 申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき701円25銭）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

6. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。

7. 発行価格の決定に当たっては仮条件を提示し、その後発行価格を決定いたしました。その内容等については、下記の（注）1.を参照下さい。

8. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に販売が行われることがあります。（略）

< 欄外注記の訂正 >

（注）1. 公募増資等の価格の決定に当たりましては、700円以上750円以下の仮条件によりブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

申告された総需要株式数は、公開株式数2,050,000株（募集株式数1,000,000株、引受人の買取引受による売出株式数850,000株及びオーバーアロットメントによる売出株式数上限200,000株）を十分に上回る状況であったこと。

申告された需要件数が多数にわたっていたこと。

申告された需要の相当数が仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株の市場の評価及び上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案して、750円と決定いたしました。

なお、引受価額は701円25銭と決定いたしました。

2. 「2. 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（750円）と平成15年9月2日に公告した発行価額（595円）及び平成15年9月10日に決定した引受価額（701円25銭）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 新株式に対する配当起算日は、平成15年5月1日といたします。

（注）2. 3. の全文削除及び4. 5. の番号変更

4. 株式の引受け

< 欄内の記載の訂正 >

「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成15年9月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき701円25銭）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき48円75銭）の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

（注）1. 上記引受人と平成15年9月10日に元引受契約を締結いたしました。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、新株式の発行を中止いたします。

2. 引受人は、上記引受株式数の内18,500株については、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に委託販売いたします。

5. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額」の欄：「725,000,000円」を「701,250,000円」に訂正。

「差引手取概算額」の欄：「703,000,000円」を「679,250,000円」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

2. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額679,250千円については、全額を土地仕入のための運転資金に充当する予定であります。

第2 売出要項

1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）

平成15年9月10日に決定された引受価額（701円25銭）にて、引受人は下記売出人（以下「売出人」という。）から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格750円）で売出しを行います（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金となります。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「616,250,000円」を「637,500,000円」に訂正。

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額」の欄：「616,250,000円」を「637,500,000円」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 「第1 募集要項」に記載の募集並びに本要項に記載の引受人の買取引受による売出しにおいては、新規発行株式1,000,000株の募集と引受人の買取引受による売出し850,000株を行います。募集及び売出しの需要状況を勘案し、引受人の買取引受による売出しとは別に200,000株の大和証券エスエムビーシー株式会社が当社株主である中島雄司より賃借する当社普通株式のオーバーアロットメントによる売出しを行います。

(注) 1. の番号及び2. 3. の全文削除

2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）

(2) ブックビルディング方式

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格」の欄：「未定（注）1.」を「750円」に訂正。

「引受価額」の欄：「未定（注）1.」を「701円25銭」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定（注）1.」を「1株につき750円」に訂正。

「申込受付場所」の欄の文章：元引受契約を締結した証券会社の本支店及び営業所

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）2.」を「（注）2.」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 1. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、ブックビルディング方式による募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。
2. 元引受契約の内容
証券会社の引受株式数 大和証券エスエムピーシー株式会社 850,000株
引受人が全株買取引受けを行います。
3. 上記引受人と平成15年9月10日に元引受契約を締結いたしました。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「145,000,000円」を「150,000,000円」に訂正。

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額」の欄：「(注)3.」を削除

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額」の欄：「145,000,000円」を「150,000,000円」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 1. 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項 1. 新規発行株式、2. 募集の方法」及び「3. 募集の条件」に記載の募集並びに本要項「1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、200,000株の大和証券エスエムピーシー株式会社が当社株主である中島雄司より借受ける当社普通株式の大和証券エスエムピーシー株式会社による売出しであります。
2. オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券エスエムピーシー株式会社が当社株主である中島雄司から借受ける株式であります。これに関連して、大和証券エスエムピーシー株式会社は、200,000株を上限として、当社普通株式を「2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の引受価額と同一の価格で当社株主である中島雄司より追加的に買取する権利（以下「グリーンシュエーション」という。）を、平成15年10月17日を行使期限として当社株主である中島雄司から付与されております。大和証券エスエムピーシー株式会社は、当社株主である中島雄司から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使により買取った株式又は下記のシンジケートカバー取引により買付けた株式により返還します。
- 大和証券エスエムピーシー株式会社は、平成15年9月24日から平成15年10月17日までの期間（以下「シンジケートカバー期間」という。）、付与されたグリーンシュエーションの株式数を上限とし、当社株主である中島雄司から借受けている株式の返還に充当するために、取引所において当社普通株式の買付けを行う（以下「シンジケートカバー取引」という。）場合があります。なお、大和証券エスエムピーシー株式会社は、シンジケートカバー取引にかかる株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー期間内においても、大和証券エスエムピーシー株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(注) 3. の全文削除

4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）

(2) ブックビルディング方式

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格」の欄：「未定(注)」を「750円」に訂正。

「申込証拠金」の欄：「未定(注)」を「1株につき750円」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 売出価格及び申込証拠金は、「第2 売出要項 2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。